

名古屋港管理組合委託業務成績評定要綱

平成22年9月1日訓第24号

(目的)

第1条 この要綱は、工事施行規程（昭和39年訓令第12号。以下「施行規程」という。）第33条、第44条及び第45条に基づき、本組合が行う委託業務（設計・調査又は測量を委託する業務をいう。以下同じ。）に係る成績評定について必要な事項を定め、監督職員及び検査職員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、委託業務に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な評価及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 委託業務成績の評定（以下「評定」という。）は、一件の契約金額が100万円以上の委託業務について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括監督員、主任監督員及び検査職員とする。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、総括監督員及び主任監督員にあつては、業務が完了したとき、検査職員にあつては、完了検査を実施したときとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定結果は、委託業務成績採点表（別紙様式）に記録するものとする。

(評定結果の提出)

第6条 評定者は、前条の規定により作成した委託業務成績採点表を、建設部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 建設部長は、別に定める名古屋港管理組合委託業務成績評定通知実施要領（平成22年訓第25号。以下「評定通知実施要領」という。）により、委託業務の受注者へ評定結果を通知するものとする。

(説明請求)

第8条 前条による通知を受けた者は、評定通知実施要領の定めるところにより、当該評定について説明を請求することができる。

(評定結果の修正)

第9条 評定者は、第7条の通知をした後に評定を修正すべきと認めるときは、評定を修正するものとする。修正された評定の取扱いについては、第6条から前条まで、次条及び第11条の規定を準用する。

(受注者に対する指導)

第10条 委託業務を主管する部長（室長、理事、総務部危機管理監、担当部長及び参事を含む。）は、評定点合計が60点未満となった委託業務の受注者に対して、評定の内容を説明し、改善のための指導を行うものとする。

(評定結果の公表)

第11条 建設部長は、第7条に規定する評定結果の通知を行ったときは、その評定結果を公表するものとする。

附 則

この訓は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（令和5年訓第11号）

この訓は、令和5年4月1日から施行する。